

## 看護職員修学資金貸与制度（概要）

### 1 目的

当法人において看護師の確保が困難になってきている状況を解決するための方策として、准看護師の資格取得後、直ちに当法人において看護職員の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸与する制度を創設する。

### 2 就学の指定学校

准看護師の資格取得ができる養成施設

### 3 被貸与者の要件

准看護師の資格取得後、直ちに当法人において看護職員の業務に従事しようとする者。

居住地、年齢、就業等の制限は無し。

### 4 被貸与者の決定

書類、面接等により内容を審査し決定する。

### 5 貸与修学資金

学校に納付が必要な入学金、入学時雑費、教科書代金、共済保険料、授業料、施設費、実習費を無利息で貸与する。

※ 例 福知山医師会看護高等専修学校の令和4年度入学生の場合  
1, 280, 000円（2年間）

### 6 修学資金の返還

次の場合は修学資金の貸与を打ち切り、貸与済み修学資金を直ちに全額返還する。

- (1) 中途退学した場合
- (2) 修学資金の貸与を辞退若しくは取り消された場合
- (3) 准看護師資格を取得後、直ちに当法人に看護職員として採用され業務に従事しなかったとき
- (4) 当法人に採用後、看護職員として業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

### 7 修学資金の返還免除

資格取得後に、直ちに当法人に看護職員として採用され、貸与を受けた期間に相当する期間看護職員として勤務した場合は、返還を免除する。